

駒ヶ根市 行財政改革プラン2022

(令和4年度～令和8年度)

令和4年4月

目 次

1 策定の背景・意義	1
2 これまでの行政改革の取組	2
3 計画期間	3
4 市を取り巻く情勢と課題	4
5 基本的視点	12
6 進捗管理	13
7 具体的な取組事項	14
I 中長期的な健全財政運営の確保	
1 将来負担比率の改善(財政規律の確保)	17
II 行政組織の効率化・高質化	
2 組織機構見直しと環境の変化に対応できる適正な定員管理	18
3 人材育成推進と超過勤務縮減・職場環境改善	19
III 事業の執行体制の改革と市民協働の推進	
4 DXの推進	20
5 地域を担う市民活動団体等の効果的な支援	21
IV 公共施設及び財産の適正な管理運営	
6 公共施設マネジメントの推進	22
① 福祉センター、福祉企業センター	23
② 公設地方卸売市場、北部転作促進研修センター	24
③ 駅前ビル	25
④ 保育園・幼稚園の施設整備・運営方法の検討	26
⑤ 教員住宅管理	27
⑥ 竜東学校給食センター	28
⑦ 総合文化センター	29
7 長寿命化計画に基づくインフラ管理	30
V 歳入の確保と事業に伴う負担と給付の見直し	
8 ふるさと寄附の充実	31
9 有料広告事業の拡充	32
10 都市計画税の見直し	33
11 健全財政化に向けた全事業の見直し	34

1 策定の背景・意義

駒ヶ根市では、これまで行政サービスの質的向上と持続可能な財政運営の両立を目指し、将来を見据えた改革の取組みを推進してきました。

特に、国の三位一体改革の推進や市町村合併の「平成の合併」が促進される中であって、合併を選択しなかった当市は、平成17年に集中改革プラン、平成22年に第2次集中改革プランを策定し、人員削減、歳出削減、歳入の確保などに取り組み、一定の成果をあげてきました。平成28年からは中長期的な視点に立った持続可能な財政運営を維持していくための取組みに重点を置いた行財政改革プラン2016を策定し取り組んできました。

しかしながら、現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域経済の先行きが見通せない状況の中にあって、高齢化の進行に伴う介護や医療などの社会保障関係費が増加するなど、財政状況が大幅に改善されたとは言い難い状況にあります。

特に、将来負担比率は、令和2年度決算において143.3%と前年度比36.2ポイントと大きく改善しましたが、依然として県内市町村で最も高い値となっており、将来的な財政の弾力性が低いことを課題として認識しなければいけない状況にあります。

さらに今後は、団塊の世代が後期高齢者（75歳）の年齢を迎えるなど超高齢社会を迎えることに伴う医療、介護等の経費の増加、少子化に伴う生産年齢人口の減少に伴う歳入の減少、高度成長期以降に建設した公共施設の老朽化に伴う維持管理費、一部事務組合等への負担金の増加など、中長期的に財政状況は一段と厳しさを増すことが予測されます。

国、地方を合わせた借入金が1200兆円を超える中で、将来の世代に負担を先送りすることのないよう、次期行財政改革プランは、引き続き中長期的な視点に立って持続可能な財政運営を維持していくための取組みに重点を置いて策定するものとします。

財政健全化の取組みは、単に歳出を削減するだけでなく、コロナ禍で社会の価値観が変化する中であって、誰もが自由闊達にいきいきと活躍する広場のようなまちづくりに向けた取組みを同時に展開していくことが重要であり、これらの取組みについては、新たに策定する第5次総合計画に位置付けるものとします。

なお、行財政改革の取組みのうち、公共施設等総合管理については、令和3年度に策定した公共施設個別施設計画に基づくものとします。

2 これまでの行政改革の取組

駒ヶ根市では、昭和61年の行政改革大綱以来、継続して行財政改革に取り組んできました。

この間、業務・施設の民営化、職員の削減、事務事業の見直しによる事業の整理統合や経費の削減、受益者負担の適正化、協働のまちづくりなどにより、行政のスリム化と住民サービスの維持向上に努めてきました。

市行財政改革の取組の概要
第1次・2次行政改革大綱（S61年～H12年） <ul style="list-style-type: none">・電話交換業務、庁舎清掃業務、市役所宿直業務、し尿収集業務委託・救護施設順天寮民間移管・デイサービスセンター、デイホームの社会福祉協議会への委託・社会教育施設、体育施設、福祉施設等管理業務のシルバー人材センターへの委託
第3次行政改革大綱（H13～17） <ul style="list-style-type: none">・図書館、博物館、かっぱ館委託・子ども課設置（子ども行政の一元化）・県内旅費の日当廃止、県外割増旅費の減額、福祉入浴券交付事業の廃止 等
第1次集中改革プラン（H17～21） <ul style="list-style-type: none">○職員数 H15年 340人 → 平成21年度 295人 45人減○給与等の見直し<ul style="list-style-type: none">・調整給廃止、高齢層職員昇給停止、退職手当支給率見直し等○指定管理制度導入○事務、受益者負担見直し<ul style="list-style-type: none">・公共施設減免規定の見直し（適正化と減免縮減）・高齢者祝縮減（喜寿米寿記念品等廃止）、介護慰労金、障害者慰問金の縮減、福祉サービスの自己負担の増額、医療福祉食費の自己負担化、出産祝い金廃止、子ども交流センター有料化、市議会海外研修休止 等○市民活動支援センター開所(H21)（協働のまちづくりの推進）
第2次集中改革プラン（H22～26） <ul style="list-style-type: none">○職員数の削減 平成21年当初 295人 → 平成27年度当初 276人 19人減 人口1万人当たり一般行政部門職員数 73.4人（類似団体平均91.6人）○上下水道事業管理運営業務の民間委託○学校給食調理業務の給食財団による実施○三セク債を活用した駒ヶ根観光開発㈱及び土地開発公社の抜本的改革○滞納整理業務の強化 徴収率向上分の増収額 5年間累計 22,200万円プランによる経費の削減、歳入の確保等の効果額 5億5千万円
行財政改革プラン2016（H28～R2） <ul style="list-style-type: none">○三セク債を活用し駒ヶ根観光開発㈱を整理、土地開発公社の土地造成事業の廃止○農業集落排水事業の公営企業会計化○施設類型ごとの公共施設個別施設計画の策定○滞納整理業務の強化 徴収率向上分の増収額 5年間累計 67,300万円○ふるさと寄附に関する取り組みの拡充

3 計画期間

本プランの計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、行財政改革の取組に対する国の施策の変更や社会情勢等は常に変化するため、毎年度終了後にその年度の評価を行い、必要に応じてプランの見直しを行うこととします。

4 市を取り巻く情勢と課題

(1) 少子化・人口減少、高齢化の進行

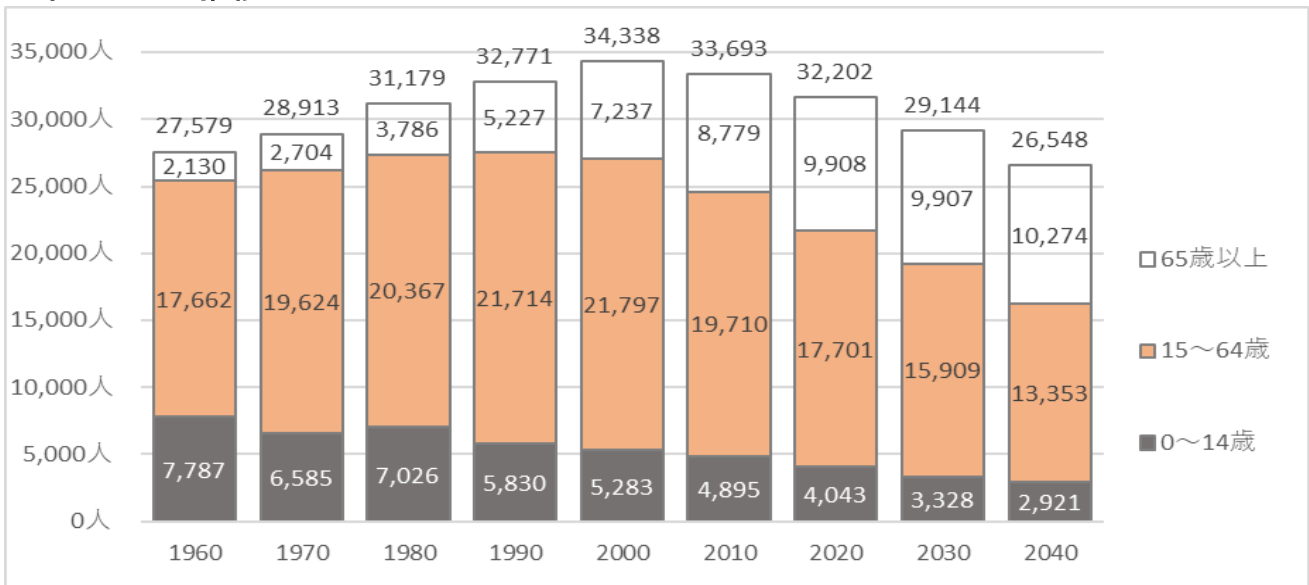
「日本の地域別将来推計人口（平成30年）」によると、市の人口は、平成20年をピークに減少しており、このまま推移すると2040年には27,000人を割り込む見込みとなっています。

年齢階層別の人口の推移は、65歳以上は増加後横ばいの一方で、年少・生産年齢人口は、減少傾向が顕著となっており、2010年に26%であった高齢化率は、2040年には38%となり、それ以降も高齢化率が上がると推計されています。

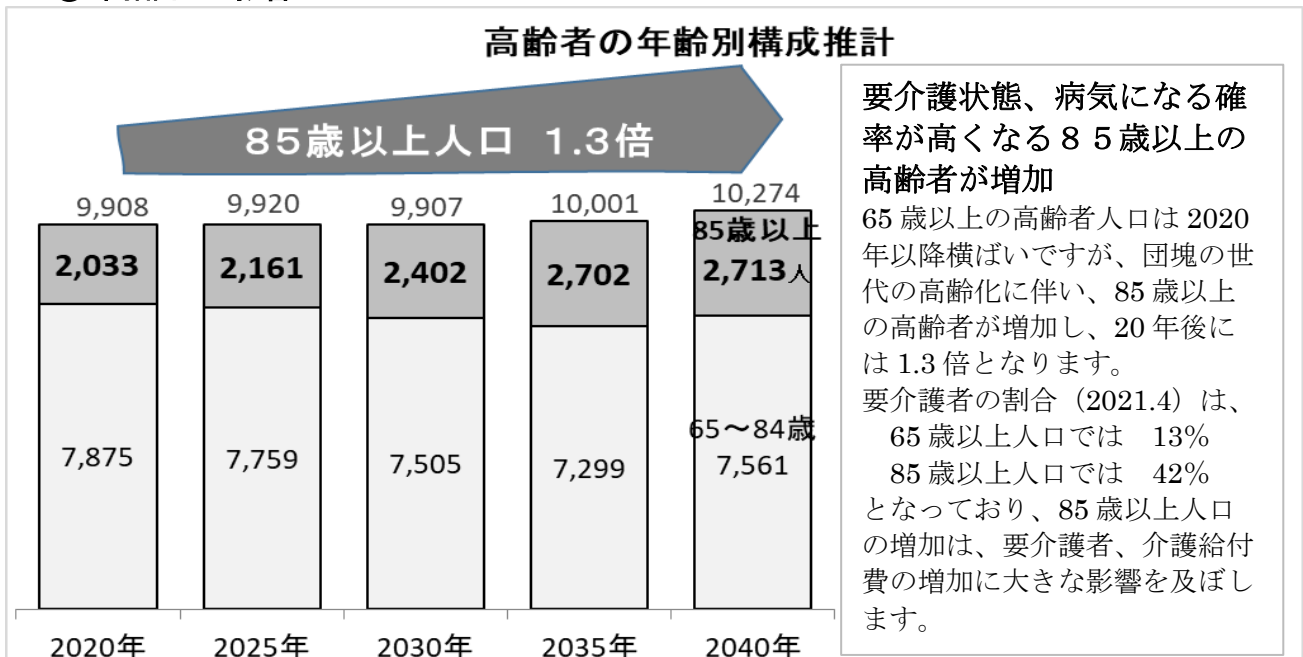
100人の生産年齢人口で支える高齢者の数は、2010年に45人でしたが、2040年には77人となり、1.7倍に増加する推計となっています。

市の総合戦略では、2060年に2万7千人程度を維持することを目指しています。

市の人口の推移（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年）」）



① 高齢化の影響



団塊の世代の高齢化が進むにつれ、高齢者の中でもより高齢の高齢者が増加します。高齢になるに従い、要介護状態や病気になる可能性が高まることから、要介護者の増加、介護・医療給付等社会保障関係費が増加することになります。

(2040年を見据えた社会保障の将来見通し(議論の素材)ー概要ー(内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省平成30年5月21日)によれば、2025年の介護給付費の公費負担は2018年の1.4倍、医療費は1.2倍になると推計されています。)

② 社会を支える生産年齢人口の減少 ～歳入減への影響

市の生産年齢人口は、2035年には、2020年の83%に減少

2040年には、2020年の75%に減少

が見込まれ、納税者の減少による市税の減収のほか、国全体の人口減少による税収減に伴う規模の縮小により、交付税や国庫支出金等の減少が懸念されます。

(2) 経済情勢

国の経済見通しによると、2021年度(令和3年度)のGDP成長率は、実質で2.6%程度、名目で1.7%程度となり、GDPは年度中にコロナ前の水準を回復することが見込まれています。

2022年度(令和4年度)は、経済対策を迅速かつ着実に実施すること等により、GDP成長率は実質で3.2%程度、名目で3.6%程度となり、GDPは過去最高となることが見込まれ、公的支出による経済下支えの下、消費の回復や堅調な設備投資に牽引される形で、民需主導の自律的な成長と「成長と分配の好循環」の実現に向けて着実に前進するとしています。(「令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」令和4年1月17日閣議決定より)

しかし、地元経済においては、引き続き変異株を含む新型コロナウイルス感染症や、原油価格の高騰による資源価格の動きやその経済・物価への影響等により、先行きは不確実性が高い状況にあります。

(3) 耐用年数を迎える公共施設の増加

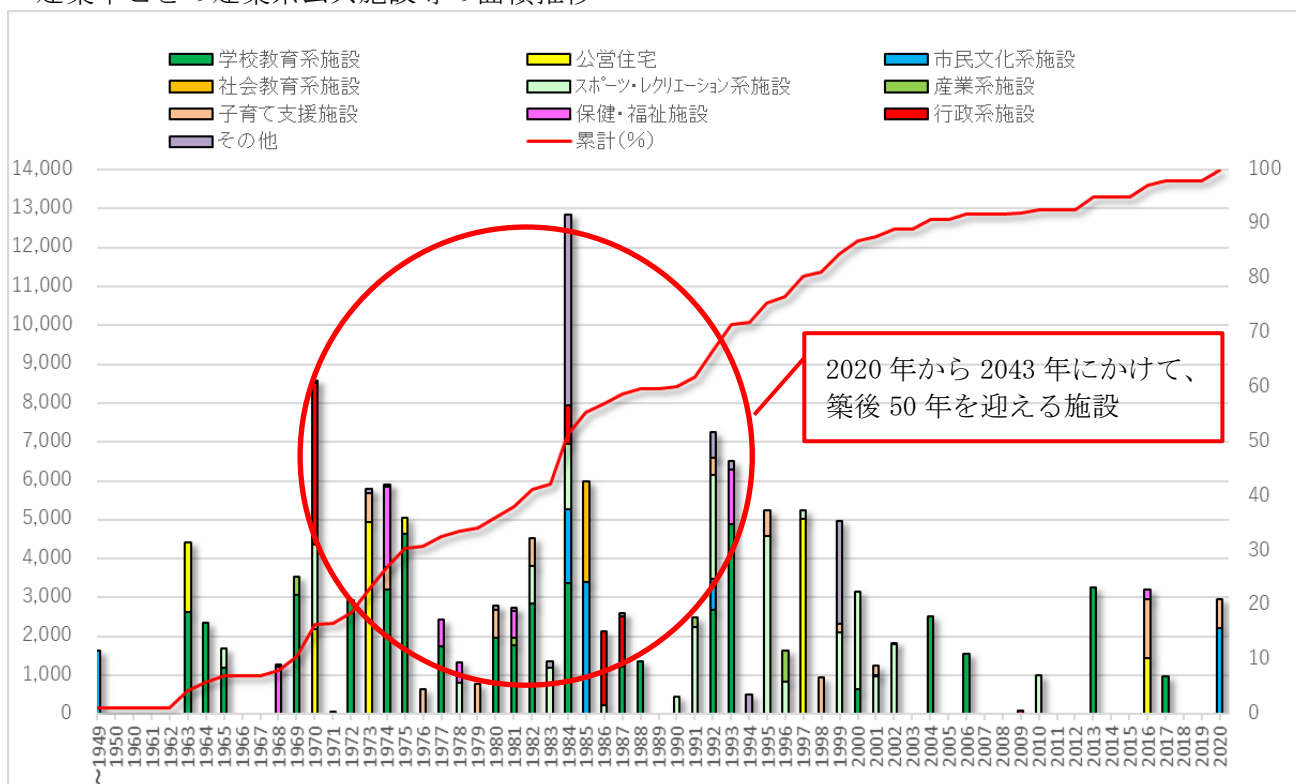
市内の公共施設は、高度成長期及びバブル崩壊後の不況時における景気対策やガットウルグアイラウンド対策などで整備したものが多く、それらの施設が今後耐用年数を迎えることから、数十年にわたり修繕、建替え等の費用が増加することが予測されます。

こうした施設は、国庫補助金等の有利な財源により整備されてきましたが、今後、これらの施設の維持補修に必要な財源の確保が問題になります。

① 公共施設(建築物類) (駒ヶ根市公共施設個別施設計画より)

公共施設(建築物類)の多くは、1970(昭和45)年から1993(平成5)年に建設されており、2020(令和2)年から2033(令和15)年の間に築50年を迎え、更新等の必要な施設が増加する見通しです。

建築年ごとの建築系公共施設等の面積推移



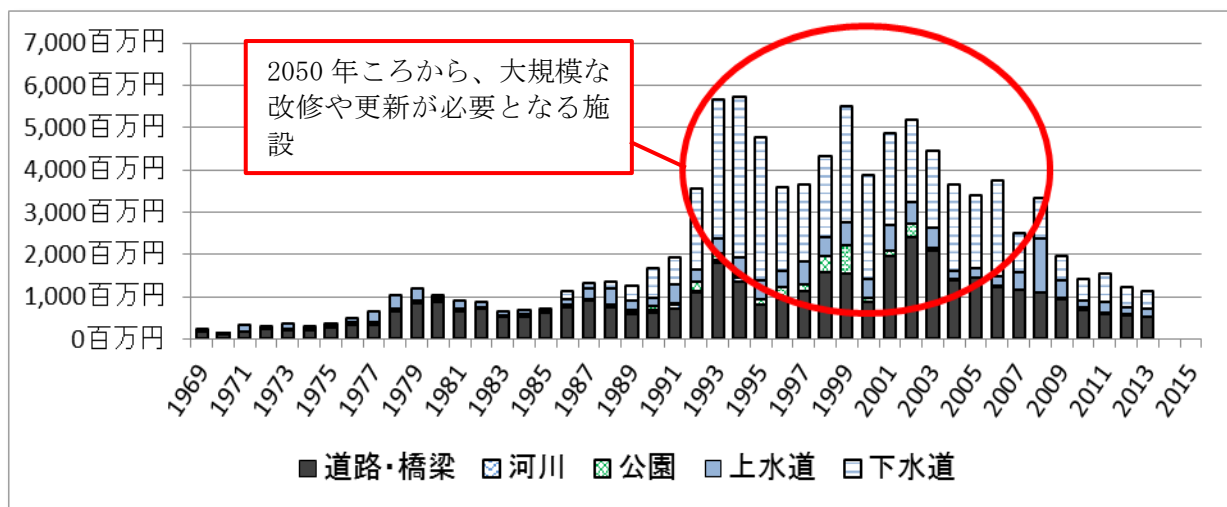
② インフラ資産（道路・上下水道等）の状況

～2050年頃から更新増加する見通し

インフラ資産（道路・上下水道等）の新設工数の多くが1992（平成4）年から2008（平成20）年に集中しています。

インフラ資産については60年程度で更新が必要になると言われており、施設（ハコモノ）より遅い時期となる2050（令和32）年ごろから、更新費用が多額となる見通しです。

年次別インフラ資産の新設工事額推移グラフ

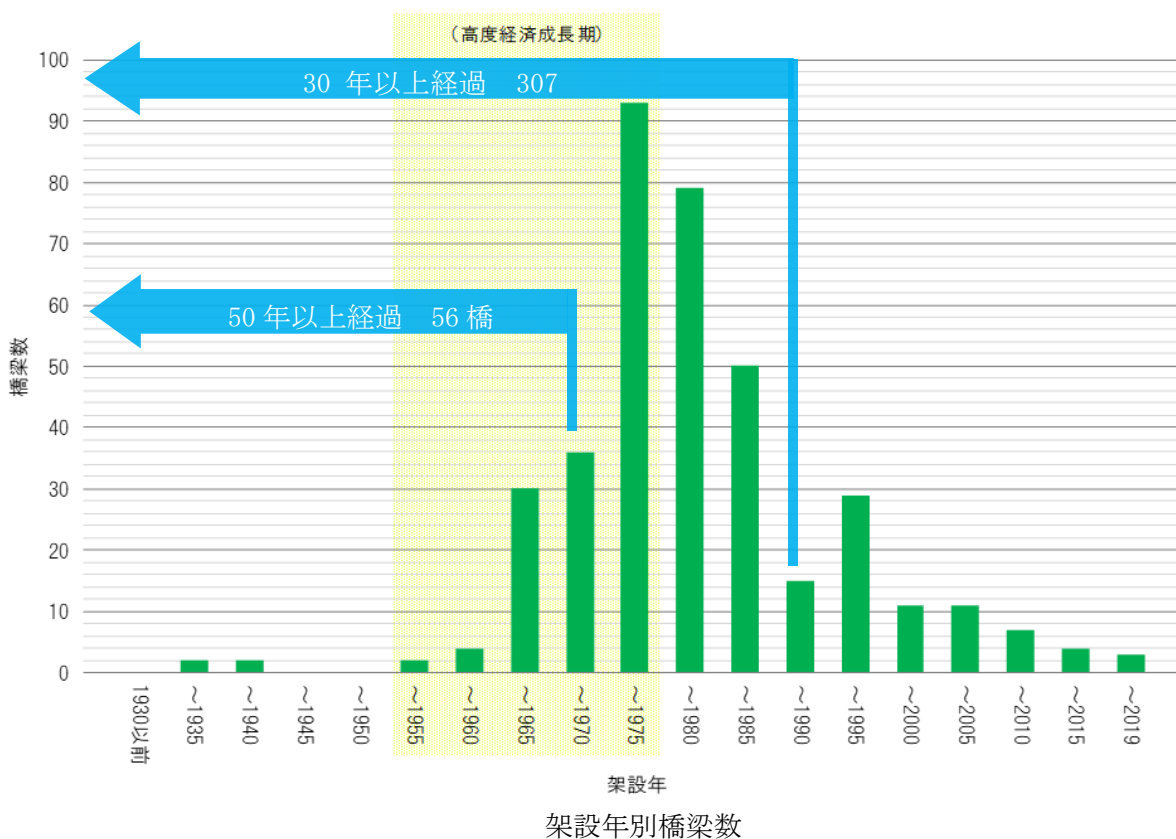
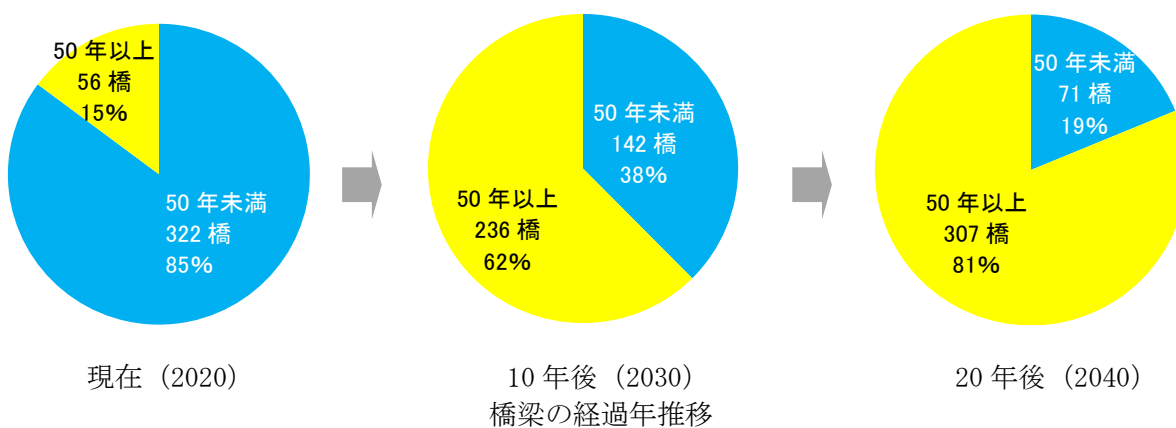


③ 橋梁の架設年度分布（駒ヶ根市橋梁長寿命化計画（令和2年度）より）

市が管理する橋長2m以上の道路橋は378橋あります。（令和2年3月現在）

橋梁の建設経過年の割合は下図に示すとおりです。2020（令和2）年において建設後50年を経過する橋梁は56橋（15%）ですが、10年後には半数以上となり、20年後には307橋（81%）と増大し、維持修繕にかかる費用が急増することが想定されます。

【建設後50年以上の橋梁の推移】



(4) 財政の現状と課題

「普通会計」の決算統計数値をもとに作成しています。

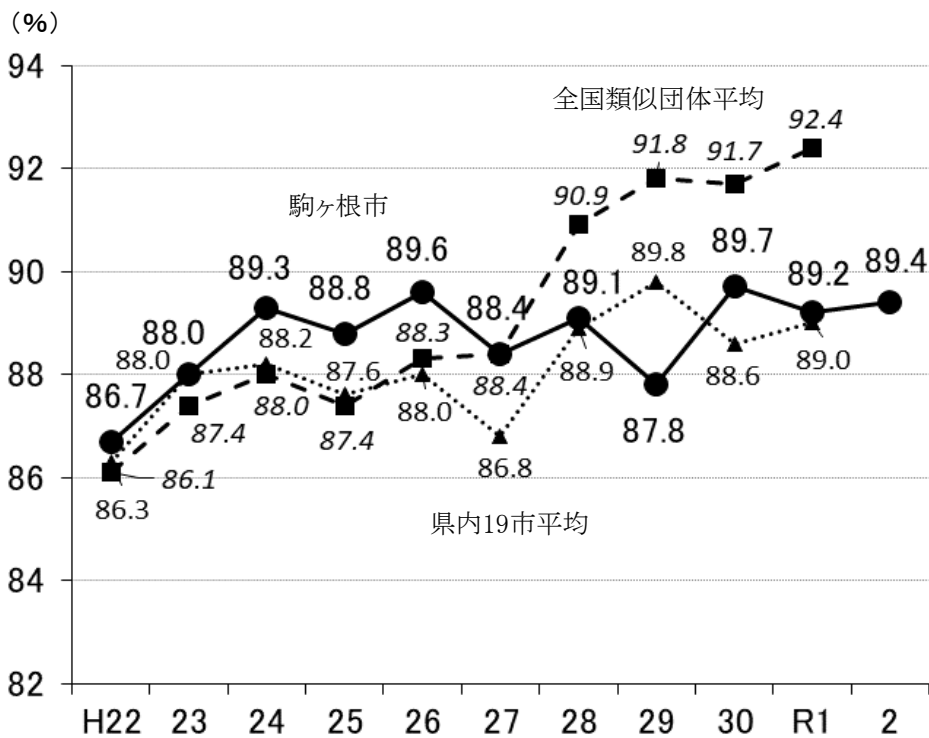
普通会計とは財政統計上の区分で、駒ヶ根市では一般会計と用地取得事業特別会計の2会計を合算しています。

① 経常収支比率の推移

駒ヶ根市の経常収支比率はほぼ90%となっています。国の方針による地方交付税の縮小や長引く景気低迷による税収の減少などにより、一般財源の総額が伸びない中で、**経常経費**の社会保障関係費などの増加傾向が続いています。全国的にも90%超で上昇する傾向にあります。

比率が約90%ということは、自由にできる一般財源収入のうち約1割程度しか建設事業や新たな政策経費に振り向けられない状態を意味しています。

柔軟で自由度の高い財政運営をするには、一般財源の収入増加を図る必要があります。



経常経費とは、毎年度生じる経費で、主に人件費、扶助費、公債費（借入金の返済金）、広域行政負担金、他の会計（国保、介護、下水道など）への負担金など

臨時経費とは、その年度、又は数年程度の短期間に限り生じる経費で、主に建設事業費や、短期的な事業・事務費など

【経常収支比率】

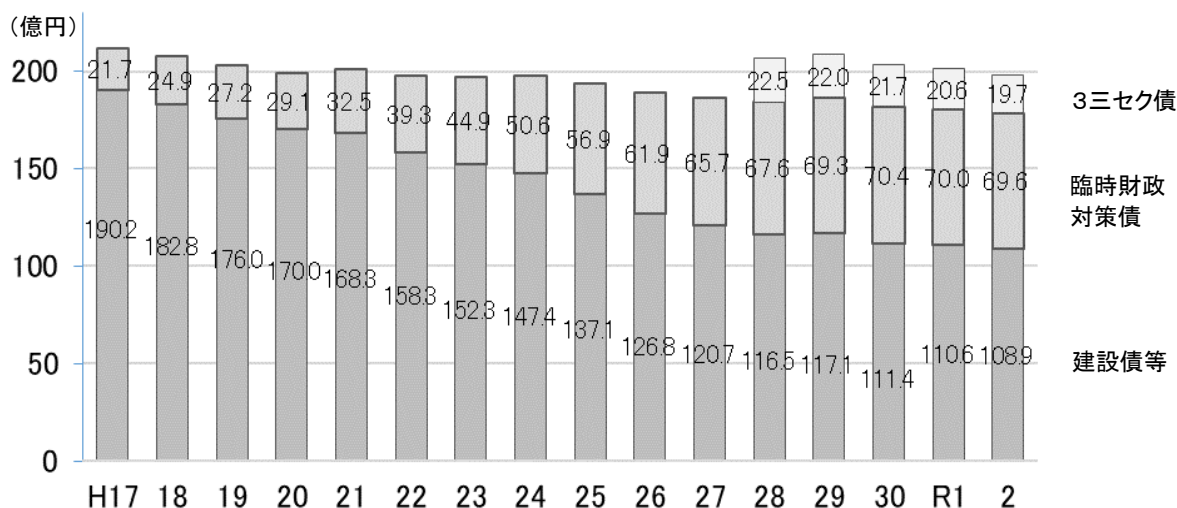
歳入のうち、市税、地方交付税など使いみちが特定されていない「一般財源」の収入総額のうち、経常経費に使われた額の割合が経常収支比率です。この割合は財政の弾力性を表し、低いほど柔軟性・対応力があり、高くなるほど硬直していることを表しています。

② 普通債の残高の推移

毎年度の普通債の借入額は、普通債の返済額より低い額を目途とし、普通債の残高を毎年度減少させてきました。結果、臨財債を含む未償還残高は200億円を割込みました。

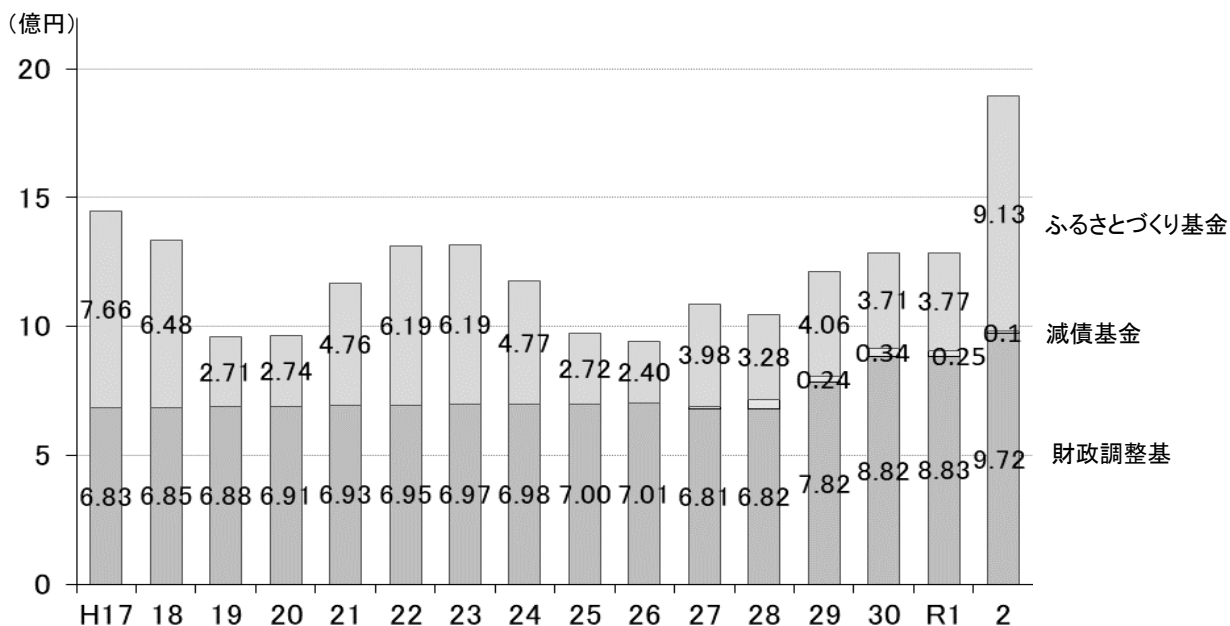
しかし、H28に土地開発公社の経営健全化のため、第3セクター等改革推進債を活用したことにより、起債全体の未償還残高は再び200億円を超過しました。

その後、普通債の返済を着実に進めたことにより、R2では起債全体の未償還残高は200億円を割込みました。



③ 基金(ふるさとづくり基金、財政調整基金、減債基金等)残高の推移

年度間の財源調整や災害など不測の事態に備える財政調整用基金(財政調整基金、減債基金、ふるさとづくり基金)の残高は現在約18億円を確保しています。



【財政調整用基金】

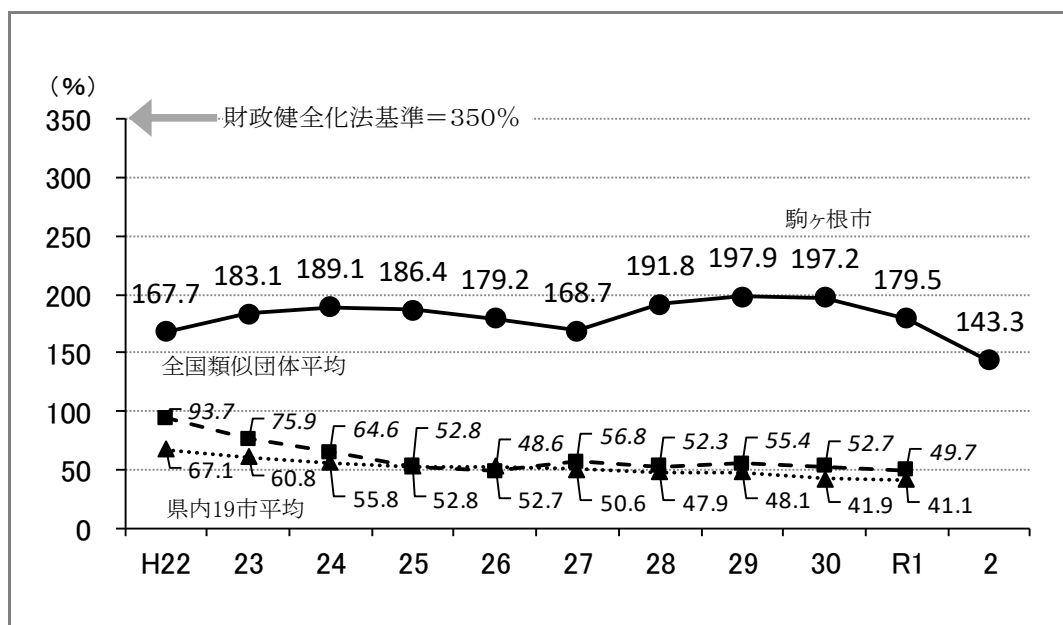
年度間の財源調整や災害など不測の事態に備える3基金

(財政調整用基金) 財政調整基金、減債基金、ふるさとづくり基金 3基金

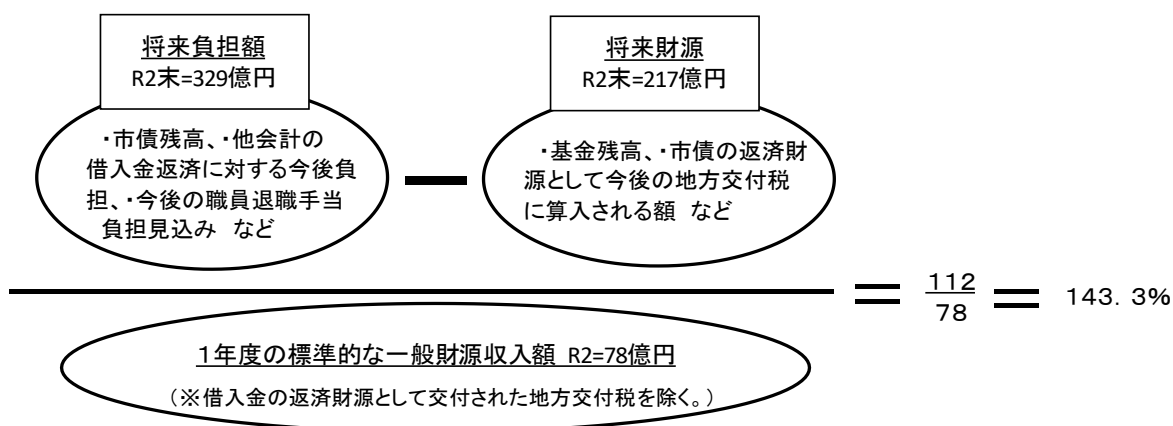
④ 将来負担比率の推移

R 2 の将来負担比率は143.3%で財政健全化法の指導基準350%の半分以下ですが、県内他市や類似団体とは3倍の開きがあります。

将来に過大な負担・リスクを先送りしないためにも、
①市債残高の削減、 ②基金残高の増額 の2点を同時に推進し、比率を改善していく必要があります。



※「全国類似団体」は、人口規模、産業類型が当市と類似する全国73市



【将来負担比率】

一般会計が将来負担することとなる負債額からその財源を差し引いた実質負担額が、1年間の一般財源収入額に対してどれくらいあるか表す指標。100%なら1年分で完済する負債規模。

財政健全化法の指導基準は350% (3.5年分) で、超えた場合は財政改善を要する。

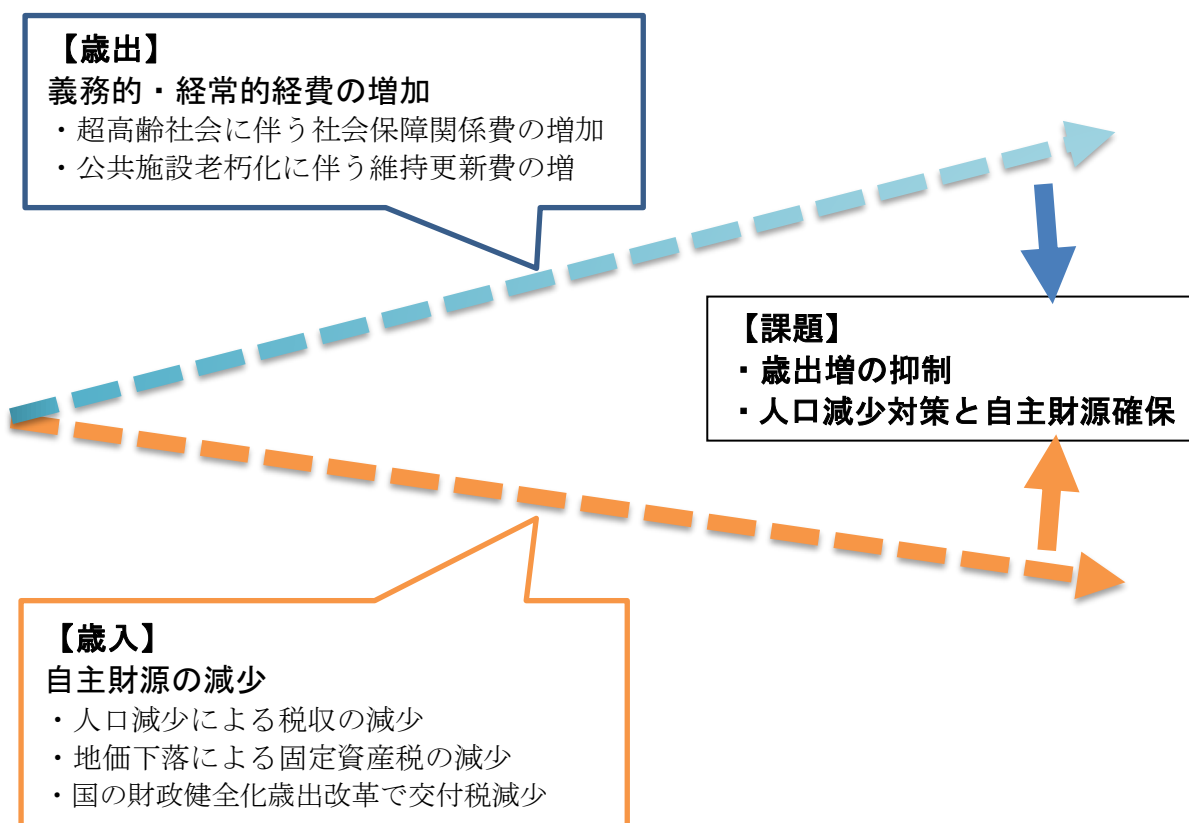
将来財源に「基金残高」が含まれるため、一定の負債があっても多額の基金を保有している市町村は分子がマイナスになることがあり、その場合は「比率なし」となる。このため「負債比率」であると同時に「貯金比率」の面もある。

(5) 中長期的な動向と課題

以上見てきた状況から、今後の財政運営に及ぼす影響として、歳出面では、超高齢社会の進展による社会保障関係費の増加と公共施設の老朽化に伴う施設の維持更新費の増大が見込まれる一方、歳入面では、人口（特に生産年齢人口）の減少に伴う税収の減少や地価の下落による固定資産税の減少、さらには国の財政健全化に向けた歳出改革の取り組みに伴い地方交付税が抑制されるなど、自由に使える一般財源の減少が懸念されます。

中長期的に厳しい財政状況が見込まれる中で、いかにして人口減少に歯止めをかけ、地域を活性化して歳入を確保するとともに、行政組織のスリム化・効率化によるコスト削減や施策の取捨選択により、限られた財源を真に必要な事業に振り向けながら歳出全体の伸びを抑制していくことが重要な課題となっています。

次世代に負担を先送りすることなく、世代間の負担の平準化も考慮し、20年から30年先を見据えた健全財政を維持する取組を講じる必要があります。



5 プランの基本的視点

(1) 中長期的な視点に立った取組の重要性

行財政改革プラン2016に続く新たな行財政改革プランは、本格的に進行する少子化・人口減少、超高齢社会の到来に対応するため、引き続き中長期的な視点に立った財政の健全化を確保することを重要な課題として策定します。

① 長期的な視点での財政健全化に向けた取組 ～将来負担比率の改善（財政規律の確保）

将来負担比率は、早期健全化基準である350%の半分以下であるものの、県内市町村では最高値であり、全国の類似団体の中でも高水準となっています。

このことは、他市町村と比較して将来的な財政の弾力性が低いことを示していることから、今後も比率の改善をプランの基礎に置いて取り組むものとします。

今後増加が見込まれる社会保障関係費や公共施設の維持更新費は、義務的・経常的経費であり、その多くは一般財源で対応することになりますが、これらの費用の増加に見合った一般財源の確保が困難な状況が見込まれます。

増大するこれらの費用に対応するために、減価償却や引当の概念を取り入れ、必要額の積み立てを行うなど、世代間の財政負担の平準化を考慮した財政運営を行っていきます。

② 少子化・人口減少対策の重点化

将来的に歳入を確保し、地域の活力を維持していくためには、少子化・人口減少対策は重要かつ急務の課題です。

特に、子育て支援策は、若年層が定住先を決める際の大きな要因となっていますが、地域間競争にとらわれることなく、独自の視点からサービス水準の向上と受益者負担の見直し等を行う必要があります。

限られた財源、人員を少子化対策、人口減少対策等の成長戦略に投入できるよう、既存事業の効率化等の見直しを行います。

③ 耐用年数を迎える公共施設の増加への対応

公共施設の多くが高度成長期以降に整備されており、建築から30年以上経過する施設が半数近くを占めています。今後耐用年数を迎える施設が増加する中で公共施設を計画的に更新し、健全な状態で次世代に引き継いでいくことは現世代の責務です。

そこで、将来を展望する中で、公共施設やインフラ施設の全体を把握し、長期的視点に立ったまちづくりのため、更新・統廃合・長寿命化などの手法による最適な公共施設等の管理のあり方を定めた公共施設等総合管理計画を策定し、総合的かつ統括的に企画、管理、活用（マネジメント）を行っていくこととしました。

令和3年度には、総合管理計画に基づき施設類型ごとの優先順位や対策内容、実施時期等について具体的な方針を示す「公共施設個別施設計画」を策定しました。今後は、この個別施設計画に基づき、施設整備や大規模改修、または長寿命化などを図るとともに、財政負担の軽減・平準化を図っていきます。

(2) 個別の取組の視点・項目

(1)の基本的視点のもと、次の視点から行財政改革を行います。

I 中長期的な健全財政運営の確保

少子化・人口減少、超高齢社会の進展、公共施設の維持更新等、今後増大する行政需要に対応するため、中長期的な視点に立った財政の健全運営を確保し、次世代に過度な負担を残さないよう、将来負担比率を改善し、将来的な負担の軽減を図っていきます。

公会計制度の導入を見据え、現金主義・単式簿記だけでは見えにくかったコスト情報・ストック情報を「見える化」することで、財政の健全運営、効率的・効果的な行政運営に活用していきます。

II 行政組織の効率化・高質化

これまでの定員管理計画により職員数を大幅に削減し、類似団体の中でも職員数は少ない状況にあります。一方で、新型コロナウイルス感染症や災害対応、少子高齢化等社会環境の変化により業務量が増加しています。職員の増加は抑制しつつも適正な人員を確保し、限られた人員を最大限に活用できる組織体制を構築します。

III 事業の執行体制の改革と市民協働の推進

事業の効率的な運営と市民サービスの向上を図るため、事業の再編を行うとともに、民間活力の導入や市民との協働を推進します。

特に、国は「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月）を示し、官民挙げたデジタル化の加速について、デジタル庁を核としたデジタル・ガバメントの確立、民間のDXを促す基盤整備を加速し、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を構築するとしています。当市においても行政サービスの向上や地域課題の解決等に行政DX、地域DXの導入を推進していきます。

IV 公共施設の適正な管理運営

今後、耐用年数を迎える公共施設が増加し、維持更新の対応が求められています。

そこで、施設類型ごとの優先順位や対策内容、実施時期等について具体的な方針を示す「公共施設個別施設計画」を令和3年度に策定しました。今後は、この個別施設計画に基づき、施設整備や大規模改修、または長寿命化などを図るとともに、財政負担の軽減・平準化を図っていきます。

V 歳入の確保と給付、負担の見直し

健全財政の維持と少子化対策などの重点施策の財源を確保するためには、用途を限定されない一般財源の確保が重要であり、市税、料金の収納率の向上や、ふるさと寄附の拡充、財産の処分等の財源確保の取り組みを充実します。

また、各種給付事業の見直しや、適正な受益者負担の見直しを行います。

6 計画の進捗管理

毎年度終了後、実施状況について自己評価・検証を行い、今後の方向性を明示し必要な修正を行います。

プランを取り巻く情勢も常に変化するため、毎年度終了後にその年度の評価を行い、必要に応じてプランの見直しを行うこととします。

7 具体的な取組事項

プランの基本目標

～持続可能な財政運営を確保し、新たなまちづくりに向けて

基本目標	内容	R 2	R 4	R 8
将来負担比率の改善	市全体の起債残高の削減や財政収支を改善し、基金を増額することで将来負担比率の改善と財政の健全化を図る。	143.3%	123%	111%
	普通債残高(毎年平均4億円以上削減)	198億円	190億円	174億円
	財政調整用基金残高(毎年平均2億円以上増額)	18.9億円	22億円	30億円
増大する財政需要への対応と第5次総合計画及び総合戦略に基づく事業実施のための財源確保	①社会保障関係費増大への対応 (国民健康保険・介護保険等への一般会計負担) ②少子化・人口減少対策等地方創生関係費(単費分) ③公共施設の個別施設計画に基づく維持修繕推進(長寿命化・単費分) ④基金積立金確保(財政の健全化確保(将来負担比率の改善)) 等			

計画期間内の効果(節減)額

(千円)

I	中長期的な健全財政運営の確保	-
II	行政組織の効率化・高質化	12,000
III	事業の執行体制の改革と市民協働の推進	-
IV	公共施設及び財産の適正な管理運営	-
V	歳入の確保と事業に伴う負担と給付の見直し	1,054,530
計		1,066,530

※プランの実施により生み出した効果額は、基金への積み立てと第5次総合計画重点プロジェクト事業へ充てる。

個別項目

I 中長期的な健全財政運営の確保

No.	項目	内容・効果	R 2	R 4	R 8
1	将来負担比率の改善(財政規律の確保)	市全体の起債残高の削減や財政収支を改善し、基金を増額することで将来負担比率の改善と財政の健全化を図る。	143.3%	123%	111%
		普通債残高(毎年平均4億円以上削減)	198億円	190億円	174億円
		財政調整用基金残高(毎年平均2億円以上増額)	18.9億円	22億円	30億円

II 行政組織の効率化・高質化

(千円)

No.	項目	内容・効果	効果額 (△は負担増)
2	組織機構見直しと環境の変化に対応できる適正な定員管理	定員適正化計画に基づき目標値の職員数の中で、職員の能力を最大限に活用できる組織へ再編すると共に、民間活力の導入を行う中で、定員管理を行っていく。 職員数は、新型コロナウイルス追加接種等に対応するため、令和4年度以降は一時的に増加し、一定期間は環境変化対応として必要規模は確保しておくが、新型コロナウイルス関連業務の縮小に合わせて段階的に定員の見直しを行う。	—
3	人材育成推進と超過勤務縮減・職場環境改善	社会価値との調和を図りながら引き続き駒ヶ根市の組織としての強みを伸ばし、職員の仕事のやりがいを醸成するため、様々な研修を実施する。 「特定事業主行動計画」に基づき、職員一人ひとりが能力を十分に発揮できる組織づくりを積極的に進めるとともに、テレワークの推進等全ての職員にとって働きやすく、生産性が高まる職場環境づくりを行う。	12,000
	小計		12,000

III 事業の執行体制の改革と市民協働の推進

(千円)

No.	項目	内容・効果	効果額 (△は負担増)
4	D X の推進	行政分野と地域社会の2つに分けて考えていく。 行政分野(行政DX)では、働く環境の改善をデジタル技術の導入及び業務プロセスの見直しにより行い、生産効率を高め、本来大切な部分に時間を費やせるようにする。 地域社会の課題(地域DX)では、駒ヶ根市の各分野における先端技術の必要性や有用性を検討し、効率的な導入を図る。	—
5	地域を担う市民活動団体等の効果的な支援	市民団体等が地域課題解決に向けて自ら主体的に取り組む事業への支援を行い、協働のまちづくりを推進することで、地域環境の保全や地域の活性化を図る。 市民活動センターにおいて地域のリーダーを育成するためのセミナーや事業を拡充する。	—
	小計		—

IV 公共施設及び財産の適正な管理運営

(千円)

番	項目	内容・効果	効果額 (△は負担増)
6	公共施設マネジメントの推進	長期的視点に立ったまちづくりのため、最適な公共施設等の管理のあり方を定め、総合的かつ統括的にマネジメントを行う。 長寿命化、総量の縮減、民間活力の活用、複合化・用途変更の取組を行うことで、長期的なコストの削減と施設の適正管理を行う。	—
7	長寿命化計画に基づくインフラ管理	道路・橋梁・公園等について、安全で安心な施設利用サービスを提供するため、長寿命化計画に基づく計画的・効率的な維持管理を実施し、ライフサイクルコストの縮減と維持管理費の平準化を図る。	—
	小計		—

V 歳入の確保と事業に伴う負担と給付の見直し

(千円)

No.	項目	内容・効果	効果額 (△は負担増)
8	ふるさと寄附の充実	ふるさと寄附への取り組みを通じて地元農産物や農産加工品、工業製品のPRと事業者の支援、駒ヶ根の魅力発信と6次産業化の推進を行う。	1,000,000
9	有料広告事業の拡大	印刷物や物品等の媒体に新たな有料広告を導入する。 企業等からの提案型ネーミングライツの導入に取り組む。	4,530
10	都市計画税の見直し	目的税である都市計画税については、平成8年以降議論してきた経過があり、平成28年から令和2年にかけて用途地域の見直し・課税範囲の拡大と税率の変更等、シミュレーションに基づく検討を行ったが、土地利用や都市計画との整合、税負担変更への市民理解など変更を行うことによる課題も見出された。 これらの課題を踏まえ令和4年度から(仮称)都市計画税懇話会を開催し意見を集約するとともに、都市計画税を含めた都市計画事業のあり方について総合的に検討し方向性を導く。	—
11	健全財政化に向けた全事業の見直し	新たにスタートする第5次総合計画基本構想のまちづくりの視点に照らし、全ての事業や給付金・手当・助成金・補助金等について、事業の終期や見直し時期を設定し事業を実施する。(最長3年間) 見直し時期が到達した事業については、事業の目的、効果や取り組み成果、必要性やサービスの水準等の検証を行い、拡充、縮小、廃止を判断する。	50,000
	小計		1,054,530

I-1 将来負担比率の改善(財政規律の確保)

財政課

過去の取組の概要・現状・今後の動向と課題

将来負担比率は、R2決算では143.3%、前年度比36.2ポイント減少したが、県内市町村では最高値であり、全国類似団体の平均値と比較しても高水準である。

他市町村と比較して、将来的な財政の弾力性が低いことを課題として認識しなければいけない状況にある。
 今後、中長期的な視点に立ってみると、生産年齢人口の減少や非正規雇用の増加に伴う歳入の減少が懸念される中で、超高齢化に伴う社会保障関係費の増加や都市基盤・公共施設の老朽化に対応した財政負担や、一部事務組合等への負担が増加するなど、財政状況は一段と厳しさを増すことが予測される。

- 次世代に過度な負担を残さないよう将来負担比率を改善していくためには、財政規律を堅持・強化しながら、
- ①市全体の借入金の残高をさらに減少させること、
 - ②基金の残高を増加させること
- の両面を推進していく必要がある。

取組の方向性・目標(課題解決のため、いつまでに何を行うか)

市全体(一般会計及び公営企業会計)の起債残高の削減に向けた抜本的改革を推進するとともに、財政収支を改善し基金を増額することにより、将来負担比率の改善と財政の健全化を図る。

○**将来負担比率** 長期的には県内19市や全国類似団体の平均値を目標とする。(県内19市のR2平均=35.9%)

- ・その途中段階として将来負担比率は、5年後のR8は111%未満、10年後のR13は100%未満を目標とする。
- ・一般会計の普通債(臨財債及び3セク債を含む。)は、5年後に174億円未満を目標とする。(R2末=198億円)
- ・毎年度の一般会計の普通債(繰越事業分を含む。臨財債を含む。)の借入額は、毎年度の元金償還額を上回らない。(毎年度の普通債の未償還残高を4億円以上減少させることを目標とする。)
- ・3セク債(土地開発公社分)は、土地売却の推進により早期の償還に努める。

○**基金残高** 長期的には標準財政規模の50%(=45億円)を目標とする。(R2末=26億円)

- ・財政調整用3基金(財政調整基金、減債基金、ふるさとづくり基金)は、今後必要となる公共施設の更新などの投資的経費の準備積立てを含め、3基金合計で毎年度平均2億円、5年間で10億円以上の増額を目標とする。

解決へのプロセス(方策)・進行管理 (手段・実施時期・各年度目標)

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
将来負担比率の改善	目標		△17% 126%	△3% 123%	△3% 120%	△3% 117%	△3% 114%	△3% 111%
	実績	143.3%						
一般会計の普通債残高を毎年度平均4億円以上削減する。(臨財債・3セク債を含む。)	目標		△4億 194億円	△4億 190億円	△4億 186億円	△4億 182億円	△4億 178億円	△4億 174億円
	実績	198億円						
3セク債(土地開発公社分)の残高は、土地売却の推進により早期の償還に努める。	目標		土地売却 →	→	→	→	→	→
	実績	19.7億円						
財政調整用3基金の合計で毎年度平均2億円以上増額する。(臨財債償還分除く)	目標		+1億 20億円	+2億 22億円	+2億 24億円	+2億 26億円	+2億 28億円	+2億 30億円
	実績	18.9億円						

II-2 組織機構見直しと環境の変化に対応できる適正な定員管理

総務課

過去の取組の概要・現状・今後の動向と課題

定員適正化計画に基づき、正規職員数は平成27年度以降目標値の277人前後で推移してきた。類似団体別職員数の状況(総務省)における令和2年度当初比較では、普通会計に占める人口1万人当たり職員数比は、駒ヶ根市は74.23人(類似団体平均 84.11人)であり、類似団体 78団体の中で25番目に職員数が少ない結果となった。このことは、当市において、限られた職員数の中で効率的・効果的に業務を実行できたものと評価できる。

一方で、新型コロナウイルス感染症対応やDX推進、少子化対策など、社会環境の変化に伴う新たな取組が必要となり、議会及び監査委員からは職員の人と体への負担増を心配する声も聞かれる。

このような自治体の対応すべき新たな行政課題が増加する中で、住民の皆様の多様な行政ニーズに応じていくためには、現状の職員数を維持することの必要性和、専門性の高い職員の確保に努めることが求められている。

そのためには、絶えず時代にあった組織機構の見直しを行うとともに、土木、保健師、福祉、情報などの専門分野において、計画的な専門職の採用を行うことが必要である。

また、令和5年4月1日から施行される定年延長において、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうことも効果的である。

取組の方向性(課題解決のため、いつまでに何を行うか)

昭和病院移転に伴う新病院準備室に平成28年度から職員1名を派遣。これまで定数枠外で職員を確保してきたが、令和3年度から定数としてカウントし1名増の278人とする。

令和3年度はワクチン接種対策室へ新たに職員5名を補充し業務にあたっているが、異動元では職員数の減少により職員の負担が増加している。新型コロナワクチン追加接種(3回目接種)が令和3年12月から開始されるなど、ワクチン接種関連業務が令和4年度も継続することが見込まれ、職員の業務遂行や心身への影響が懸念される。

このような状況から、令和4年度はワクチン接種に伴い欠員となっている職員5名を前倒しで採用し、万全の態勢で臨んでいきたい。その後、一定期間は新型コロナや災害対応、新規事業対応等環境の変化への対応として必要規模は確保しておくが、新型コロナウイルス関連業務の縮小に合わせて段階的に定員の見直しを行い削減する。

令和6年度以降は職員数280人を維持しつつ、専門性の高い職種の採用を計画的に実施するとともに、少数精鋭による行政サービスを可能にするため、人事評価制度と研修制度を通して人材育成の強化を図っていく。

また、職員採用については、職員数の増員による対応が難しい中であって、新たな行政課題等に対応するため、定年退職者等の再雇用も行ないながら、その知識と経験を有効に活用する事により、きめ細やかな行政対応を行なえる様に、適正な配置に向けた条件整備を行う。

(定員適正化計画の目標)

- 令和3年度計画人数 277人(昭和病院移転に伴う新病院準備室への職員1名派遣を定数でカウント)
- 令和4年度計画人数 283人(R3ワクチン接種対策室補充で欠員となった5人を前倒し採用)
- 令和5年度計画人数 283人(新型コロナウイルス関連業務等環境の変化に対応できる職員数を確保)
- 令和6年度計画人数 280人(新型コロナウイルス関連業務の縮小に合わせて段階的に職員数を削減)
(令和8年度までは280人の定数を維持)

解決へのプロセス(方策)・進行管理 (手段・実施時期・各年度目標)

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
定員適正化計画の実施 (年度当初職員数)	目標		277人	283人	283人	280人	→	
	実績	277人	277人					

II-3 人材育成推進と超過勤務縮減・職場環境改善

総務課

過去の取組の概要・現状・今後の動向と課題	
<p>平成21年度から中堅職員による業務改善活動(行政経営品質向上活動)を7年間取り組んだ。ワーキンググループ活動やモデル職場において市民目線に立った業務改善を精力的に行った結果、市民満足度調査の市役所職員に対する評価指標が大きく改善することができた。</p> <p>平成27年度には女性活躍推進法施行に伴い特定事業主行動計画(前期計画)を策定し、女性職員の登用・採用や働きやすい職場環境づくりを推進した。今後は、令和3年度に策定した後期計画に基づき、女性職員の家庭とキャリアの両立と安心して子供を産み育てられる職場づくりを整備する。</p> <p>超過勤務時間(手当)は、平成29年度以降減少している。令和2年度の超過勤務手当総額は、平成28年度比で1,538万円(△29.75%)減少した。一方、新型コロナウイルス感染症対応やDX推進、少子化対策など、社会環境の変化に伴う新たな取組が必要となり、職員定数(278人)を堅持するようであれば、これ以上、超過勤務時間を減少させることは難しい。</p> <p>公務職場においては、多様な住民ニーズ、行政に対する要求の高まりなど、様々な理由から職員が心身故障による長期休業を取得するケースが全国的に増加しており、当市においても同様の傾向が見られる。今後は、新たな行政課題に対応するための職員定数の再考と、職員のメンタルケアを目的とした福利厚生充実を図る。</p>	
取組の方向性・目標(課題解決のため、いつまでに何を行うか)	
<p>社会価値との調和を図りながら引き続き駒ヶ根市の組織としての強みを伸ばし、職員の仕事のやりがいを醸成するため、様々な研修を実施する。</p> <p>令和3年4月に策定した特定事業主行動計画(後期計画)に基づき、具体的な行動計画、目標値等の達成のため、職員一人ひとりが能力を十分に発揮できる組織づくりを積極的に進めるとともに、テレワークの推進等全ての職員にとって働きやすく、生産性が高まる職場環境づくりを行う。長時間労働が原因で心身が故障し、長期間休業を余儀なくされることのないよう、労働時間の縮減に引き続き取り組む必要がある。そのため、業務改善による仕事の効率化と民間活力の積極的な導入を図りながら、超過勤務の縮減を目指す。</p> <p>福利厚生面において、労働安全衛生法による労働安全衛生委員会の取り組みを強化し、職員のストレスチェック、職員アンケートを定期的に行い、職員の健康状態の把握に努め、これを職場の環境改善に繋げていく。</p> <p>超過勤務手当については、将来的な業務量が見通せないため、超過勤務時間 18,500時間以内、超過勤務手当総額 40,000千円以内を当面の目標とする。</p>	






解決へのプロセス(方策)・進行管理 (手段・実施時期・各年度目標)									
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
事業費 (研修委託料)(千円)	目標	1,500	→						
	実績	1,161							
特定事業主行動計画目標 (係長相当職以上女性割合 ※一般行政職)(%)	目標	12.00	→						
	実績	8.33							
特定事業主行動計画目標 (受験者総数に占める女性 受験者の割合※一般行政 職)(%)	目標	50.00	→						
	実績	30.90							
特定事業主行動計画目標 (時間外勤務月平均時間/ 人)(%)	目標	6.00	→						
	実績	5.40							
超過勤務総時間 (選挙、統計等を除く)(hr)	目標	20,000	20,000	18,500	→				
	実績	14,808							
超過勤務手当総額 (選挙、統計等を除く)(千 円)	目標	50,000	50,000	40,000	→				
	実績	36,320							
効果額 (千円)		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	効果額累計
超過勤務手当の縮減 R4~ (H30、R1年の平均42,400千 円との差額)	目標	2,800	2,800	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	12,000
	実績	16,469							0

R2、R3の数字はプラン2016の目標・実績

Ⅲ-4 DXの推進

企画振興課

現状・今後の動向と課題
<p>令和元年のデジタル手続法施行や最近の新型コロナウイルスの感染拡大により、行政手続きのオンライン化や行政サービスのデジタル化は緊急性を要する課題となっており、令和3年10月にはデジタル庁が創設され、地方公共団体のデジタルガバメントへの対応が求められている。</p> <p>また、産業や医療、教育、交通、公共社会基盤等、地域課題の解決における先端技術の活用は、今後の社会システム作りに必要不可欠になると考えられる。</p> <p>(DX: デジタルトランスフォーメーション)</p>
取り組みの方向性(課題解決のため、いつまでに何を行うか)
<p>令和4年度初めに策定するDX戦略の中で、行政分野と地域社会の2つに分けて考える。</p> <p>行政分野(行政DX)においては、まず働く環境の改善をデジタル技術の導入及び業務プロセスの見直しにより行い、生産効率を高めることにより、本来大切な部分に時間を費やせるようにする。</p> <p>また行政手続きのオンライン化については、国の示す手続きの他にも必要な手続きについてはオンライン化を図るなど、行政サービスの向上を進める。</p> <p>地域社会の課題(地域DX)については、担当課を中心に駒ヶ根市の各分野における先端技術の必要性や有用性を検討し、効率的な導入を進める。</p> <p>DX推進により得られる成果(効果額)については、R4に策定する「DX戦略」に盛り込まれる「対象事業」により確定する。</p>

解決へのプロセス(方策)・進行管理 (手段・実施時期・各年度目標)								
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
DX戦略作成	目標		戦略策定 作業 	戦略策定	見直し 			
	実績							
行政DX	目標			内部事務DX 				
	実績							
	目標			手続きオンライン化 				
	実績							
地域DX	目標			観光・農業 公共交通 など 				
	実績							

Ⅲ-5 地域を担う市民活動団体等の効果的な支援

企画振興課

過去の取組の概要・現状・今後の動向と課題

市民活動団体等への支援については、協働のまちづくりの実現に向け、行政と市民などがそれぞれの主体性と自発性のもと、互いに特性を尊重し、対等な立場でお互いが連携しながら協力して推進するため、「まち普請事業」、「市民活動サポート事業」を実施してきている。

「まち普請事業」への取り組みは令和2年度が3件658千円となっており、年々減少傾向にあるが、地域課題解決に向けた取り組みの実施も見られる。(R1～2福岡区自主防災会による取組など)

また、こまがね市民活動支援センター(ばとな)の登録団体は101団体(R2年度末)、利用者は延べ6,486人/年(R2年度)となっており、令和元年度以降感染症拡大の影響もあり減少している。ばとなが所在する中心市街地全体を見ると、JOCAを地域再生推進法人として市が進める「駒ヶ根市版生涯活躍のまち構想」の具現化に向けた取組が進められている。

今後、人口減少・少子高齢化の進展により、子育て支援、介護予防等の地域の課題解決や公共的サービス提供を行政のみで行うことがますます難しくなっていくことが予想されることから、地域の自治組織をはじめとする市民活動団体などの活動の拡充が求められるとともに、そのための行政の支援もさらなる強化が望まれる。

取組の方向性・目標(課題解決のため、いつまでに何を行うか)

① まち普請事業は、地域課題解決に向けた市民団体等の自主的・主体的な取組が期待できること、また、市が原材料の支給等により支援し、市民団体等が事業を実施することで、市が直接事業を実施するよりコストを抑えることが期待できることから積極的に支援する。

② 市民活動支援センターは、公益的な活動を行う多くの市民や市民団体をサポートすることで、地域を支える人材や団体の育成が進み、地域課題の解決に繋がることから、市民活動サポートの拠点として継続的に運営を行うとともに、生涯活躍のまち構想における学びと交流の場としての活用も図る。

③ 地域や市民団体などからの広範にわたる様々な相談への対応や、専門分野での支援を行うため、市職員の地区担当制をさらに進め、地域の課題解決を図る組織数を増やす。


解決へのプロセス(方策)・進行管理 (手段・実施時期・各年度目標)

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
① まち普請補助制度の継続 (件、千円)	目標	20件 3,600	5件 1,000	5件 1,000	7件 1,400	7件 1,400	10件 2,000	10件 2,000
	実績	3件 658						
②-1 ばとなの運営費 (千円)	目標	13,600	11,300	11,300	11,300	11,300	11,300	11,300
	実績	11,977						
②-2 ばとな登録団体	目標	78	103	105	107	109	111	113
	実績	101						

IV-6 公共施設マネジメントの推進


企画振興課

現状・今後の動向と課題
<p>駒ヶ根市の公共施設(建物系)は、全体の6割が建築後30年以上経過しており、今後20年程度の間の一斉に改修、更新の時期を迎えます。</p> <p>また、人口については平成20年をピークに減少局面に入っており、今後も少子高齢化の進展を背景にさらに人口減少が進んでいくものと見込まれます。</p> <p>さらに、財政状況を見通すと、今後、公共施設の更新などの投資的経費や維持管理費に必要な費用等の財源確保がさらに困難になるなど、厳しい財政運営が続くことが見込まれます。</p> <p>このような状況を踏まえ、インフラ施設を含む公共施設全体の中・長期的視点に立った施設の適正化とともに、効率的な管理運営を行っていく必要があります。</p>
取組の方向性(課題解決のため、いつまでに何を行うか)
<p>公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、施設の統廃合や再配置、老朽化対策などを適切に実施していく。</p> <p>○長寿命化の取り組み これまでの「事後保全」から、計画的に点検・修繕等の管理を行う「予防保全」への転換を図る。</p> <p>○総量の縮減 新規整備を抑制し、改築の際には統合化・複合化・集約化等を進め、既存施設の用途変更によるニーズ対応を図る。</p> <p>○民間活力の活用 多様な主体による行政サービスの提供が実現するよう支援等を行う。</p> <p>○複合化・用途変更の取り組み 市民ニーズの変化にあわせ、施設改修による施設の複合化や、用途を変更するなど施設の有効活用を図る。</p> <p>○PDCAサイクルの確立 計画の進捗管理を行い、必要に応じ見直し・改訂を行う。</p> <p>○公共施設延床面積の段階的な縮減 令和3年度から令和12年度までの10年間で、総延床面積の10%縮減を目標としている。</p> <p>○具体的な個別施設計画 個別施設計画における対策として「早急に検討する」等と記載した施設(8施設)について、具体的な進捗管理を行う。 早急に検討する施設: 福祉センター、福祉企業センター、公設地方卸売市場、北部転作促進研修センター、駅前ビル、保育園・幼稚園、教員住宅、竜東学校給食センター、総合文化センター</p>

解決へのプロセス(方策)・進行管理 (手段・実施時期・各年度目標)								
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
公共施設等総合管理計画	目標		見直し・改訂					見直し・改訂
	実績							
個別施設計画に基づく対策の実施	目標		進捗管理	進捗管理	進捗管理	進捗管理	進捗管理	進捗管理
	実績	策定・公表 (14類型94施設)						
予防保全のための点検、修繕計画の策定・実施	目標	点検・計画立案、修繕の実施						
	実績	劣化状況調査						

IV-6 公共施設マネジメントの推進

番号	6-①	項目名	福祉センター 福祉企業センター	所管課	福祉課
現状・今後の動向と課題					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉の増進に資する施設として昭和43年に建設された福祉センターは、令和2年度303団体、2,576人の利用者数で、大半が文化団体の利用であり、前年度と比較しても約半分の利用者数となっている。 ○ 授産施設として昭和49年に建設された福祉企業センターは、令和2年度34人が通所しており、うち29人が生保及び就労継続支援での利用者となっている。 ○ いずれの施設も健全度が著しく低い施設のため、安全性を考慮して既存施設を解体する方針とした。 					
取り組みの方向性(課題解決のため、いつまでに何を行うか)					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉センターは、令和3年9月末をもって外部団体の利用を停止した。これに伴い令和4年度に解体設計、令和5年度に施設解体を目途に検討を行う。 ○ 福祉企業センターは、機能継続が求められているため、設置、運営体制のあり方について検討を進め、方向性を明確にしていく。その後検討結果に基づき関係各所等へ説明し、既存施設の解体等次の段階に向けた検討を行う。 					

解決へのプロセス(方策)・進行管理 (手段・実施時期・各年度目標)								
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
福祉センター	目標		令和3年9月外部利用廃止	解体設計	施設解体			
	実績	通常運営	同上					
福祉企業センター	目標		設置運営体制のあり方検討		関係各所へ説明等	検討結果により対応		
	実績	通常運営						

IV-6 公共施設マネジメントの推進

番号	6-②	項目名	公設地方卸売市場 北部転作促進研修センター	所管課	農林課
過去の取組の概要・現状・今後の動向と課題					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公設地方卸売市場は、「生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図る」ことを目的に昭和48年に設置された。現在、公設公営で常設の卸売市場は当市のみ、他自治体では公設民営又は民設民営となっている。(建物は設置以来大きな改修を行っておらず老朽化している。) ○ 市場の取扱額は、近年、農産物直売所、スーパーマーケットの直売コーナーの人気の高まりや、大型店舗の進出等による個人商店の閉店等により市場の取扱高が減少している。 ○ 平成27年度に生産者として330名の登録があったが、令和2年度は186名となり、農家の高齢化、後継者不足の影響が伺える。 ○ しかしながら、取扱高の約1/3を学校給食の食材が占めており、地産地消の推進と、安心・安全な学校給食への食材の提供の役割も担っている。 ○ 学校給食への食材の提供をどうするか。また、登録している生産者や買受人への対応が課題。 					
取組の方向性・目標(課題解決のため、いつまでに何を行うか)					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度末に廃止。 ○ 令和4年度中に生産者、買受人、学校給食関係者、市場運営委員会等の意見を聞きながら、市場で行っている学校給食の集出荷を農産物直売所に移管することの検討や、生産者、買受人への影響がなるべく無いよう道筋を立てながら、廃止手続きに必要な事項について調査を進める。 					

解決へのプロセス(方策)・進行管理 (手段・実施時期・各年度目標)								
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
公設地方卸売市場	目標			廃止に向けた検討	年度末廃止			
	実績	通常運営	通常運営					
北部転作促進研修センター	目標			廃止に向けた検討	年度末廃止			
	実績	通常運営	通常運営					



IV-6 公共施設マネジメントの推進

番号	6-③	項目名	駅前ビル	所管課	商工観光課
現状・今後の動向と課題					
<p>○ 昭和59年に再開発事業で建築。その後、ユニーの閉店に伴い市民の生活及び文化の向上並びに産業経済の振興を図るため、平成11年に駅前ビル市民交流活性化センターを設置。</p> <p>○ 駅前ビルは、中心市街地の活性化を目的とした中核施設。運営は指定管理者が行っており、市からの事業費は立体駐車場を含めて2,400万円余(R3)。なお、施設の運営費は立体駐車場を含めて3,600万円余の見込(R3)。会議室の利用人数はコロナ禍以前は年間約3万人で、その立地や規模からも他施設での代替は困難な状況。</p> <p>○ 一方、今後施設の改修に係る工事費等は、防火シャッターやエレベーターの改修工事に約3,000万円、LED化に約3,000万円、また、1階店舗に係る床や天井などに約3,000万円を見込む。</p>					
取り組みの方向性(課題解決のため、いつまでに何を行うか)					
<p>○ 中心市街地の今後の在り方については、令和7年以降に策定を予定する第2期市街地総合再生基本計画の中で検討するが、駅前ビルについてもそのなかで位置付けを行い、用途変更か長寿命化を図るかを検討する。</p>					

解決へのプロセス(方策)・進行管理 (手段・実施時期・各年度目標)								
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
市街地総合再生基本計画作成(第2期)(千円)	目標		500 <small>未来デザイン化</small>	1,980 <small>未来デザイン化</small>	7,500 <small>調査業務</small>	7,500 <small>(築40年)</small>	30,000 <small>計画策定</small>	
	実績							
改修工事(千円) (小規模工事1,000)	目標		1,000	2,500 <small>擁壁修繕工</small>	1,000	1,000	1,000	1,000
	実績	1,920						
指定管理料(千円)	目標		13,400	13,400	13,400	13,400	13,400	13,400
	実績	13,400						

IV-6 公共施設マネジメントの推進

番号	6-④	項目名	保育園・幼稚園の施設整備・運営方法の検討	所管課	子ども課
現状・今後の動向と課題					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の公立保育園・幼稚園は10施設ある。そのうち5園(北割、美須津、すずらん、中沢保育園、赤穂南幼稚園)は昭和56年以前の旧耐震基準により建築されており、令和3年4月現在で築40年以上経過している。 ○ この5施設については、建物の老朽化に伴う耐震性能の確認のため、耐震診断を実施している。 ○ 耐震診断の結果、耐震補強と大規模改修等、老朽化した施設の計画的な整備を進める必要がある。 ○ 一方で、児童数の減少により園児数が恒常的に定員を下回る施設があり、施設の再配置の検討や、増加する未満児保育の希望に対応するための検討が必要になっている。 ○ 保育園の建替え、改修については、国の補助制度の交付対象が民間保育所に限定され、公立保育園は除外(一般財源化)されており、財源確保についても合わせて検討していく必要がある。また、民間による保育施設運営の動きもあるため、その動向を把握する中で公立保育園・幼稚園の統合及び民営化の検討を進める必要がある。 					
取組の方向性(課題解決のため、いつまでに何を行うか)					
<ul style="list-style-type: none"> ①新たな幼児教育保育の目指す姿「新ビジョン」を策定し、施設整備の方向性についてまとめる。(令和4年度中) ②統合する施設(令和9年度中の統合・開園) ③廃止する施設(令和8年度末で廃止) ④耐震補強する施設(新ビジョンに基づき検討し早期に対応) 					

解決へのプロセス(方策)・進行管理 (手段・実施時期・各年度目標)								
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
①新ビジョン策定	目標			策定				
	実績							
②統合する施設	目標				説明会		基本設計	実施計画
	※説明会…地元、保護者等関係各所への説明会 実績	個別施設計画策定	引き続き検討					
③廃止する施設	目標				説明会			年度末施設廃止
	※説明会…地元、保護者等関係各所への説明会 実績	個別施設計画策定	引き続き検討					
④耐震補強する施設	目標				実施時期等検討			
	※説明会…地元、保護者等関係各所への説明会 実績	個別施設計画策定	引き続き検討					



IV-6 公共施設マネジメントの推進

番号	6-⑤	項目名	教職員住宅管理	所管課	子ども課
現状・今後の動向と課題					
<p>○ 老朽化が進んでいる住宅が多くなっており、順次取り壊しや譲渡・売却を進めている。 社会情勢や教職員の意識の変化により入居する教職員の割合が減少し、廃止・譲渡・売却を含めた活用の検討が必要。 現在6カ所28戸を管理している。 (福岡28戸、東伊那4戸、東中学校1戸、学校南1戸、下林3戸、向ヶ丘1戸) その内入居は12戸(福岡9戸、東伊那2戸、学校南1戸) 老朽化が激しい住宅は、政策空家として管理。(東中学校長住宅1戸、下林3戸、向ヶ丘1戸)</p>					
取り組みの方向性(課題解決のため、いつまでに何を行うか)					
<p>○ 今後10年間の対策 現状や今後の動向を踏まえ、優先順位を判断して、早急に廃止等により施設総量の適正化を図る。 ハード面が健全な施設についても、今後の利用状況を踏まえながら、廃止・譲渡・売却や用途の転換等有効活用の検討を行う。 築40年以上で耐震化未実施の物件については、取り壊し、売却を進める。 個別施設整備計画の評価でハード評価が50点未満の物件については、建物改善はせずに、廃止・譲渡・売却を検討する。</p>					

解決へのプロセス(方策)・進行管理 (手段・実施時期・各年度目標)								
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
東中学校長住宅 1戸 (築50年以上 耐震化未実施)	目標		売却検討	→				
	実績	政策空家						
下林教職員住宅 3戸 (築50年以上 耐震化未実施)	目標		売却検討	→				
	実績	政策空家						
向ヶ丘1号教職員住宅 (築40年以上 耐震化未実施)	目標		売却検討	→				
	実績	政策空家						

IV-6 公共施設マネジメントの推進

番号	6-⑥	項目名	竜東学校給食センター	所管課	子ども課
現状・今後の動向と課題					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内学校給食センターの在り方については、平成22年の駒ヶ根市学校給食センター運営委員会への諮問・答申を経て、市教育委員会は「子どもとの関わりや学校との連携、効果的・効率的な運営等についても十分に考慮し【3センター方式】としたい。」旨の方針を示し、市長へ意見具申書を提出した。 ○ 平成25年度に赤穂南学校給食センターが稼働し、赤穂学校給食センターと竜東学校給食センターを含めた市内3センターで小中学校7校へ学校給食を提供している。 ○ 竜東学校給食センターについては、昭和52年に建設され43年が経過。建物の老朽化や、現在において求められている衛生水準と比較して改善すべき点があり、建て替え等の検討が必要な状況にある。 ○ 平成22年の方針により、竜東地区に新学校給食センターを建設し3センター方式を行うことが望ましいが、少子化による児童生徒の減少や行財政運営も考慮し、施設総量の適正化及び効率化を含め、改めて検討する必要がある。 					
取り組みの方向性(課題解決のため、いつまでに何を行うか)					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化した竜東学校給食センターについては、少子化による児童生徒の減少の中で、既存の学校給食センターの有効活用も含めて検討を行う。 ○ 令和3年度中から庁内検討委員会を開催し、児童生徒数の推移や調理現場の状況、食育や食物アレルギー対応、学校との連携等について具体的に検討を始め、施設の整備や費用等については業務委託により比較検討資料を作成する。 ○ 駒ヶ根市学校給食センター運営委員会への諮問・答申、市長への具申書提出、議会への報告、保護者や地域への説明等を行った後、実施設計を経て工事を実施する。 					

解決へのプロセス(方策)・進行管理 (手段・実施時期・各年度目標)		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
庁内検討委員会 比較検討用の資料作成 業務委託	目標							
	実績							
駒ヶ根市学校給食センター運営委員会へ諮問・答申	目標							
	実績							
市長へ意見具申書提出、議会報告、保護者や地域へ説明等	目標					意見具申書提出等		
	実績							
実施設計、建設工事	目標						実施設計	建設工事
	実績							

IV-6 公共施設マネジメントの推進

番号	6-⑦	項目名	総合文化センター	所管課	社会教育課
現状・今後の動向と課題					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 駒ヶ根総合文化センターは、文化芸術振興、生涯学習推進の複合施設として昭和61年に建設された。 ○ 大ホール・小ホールをはじめ図書館、博物館などがあり、様々な世代の人たちに利用されている施設である。また、災害が発生した際の指定避難所として指定されている。 ○ 建設から35年が経過しており、経年による空調設備の不具合や雨漏り等、施設の劣化が進んでおり、部分的な調査や修繕を実施している。しかし、施設全体の老朽化調査や改修に向けた基本計画が策定されていないため、改修箇所・改修金額が明確になっておらず計画的な改修ができない状況である。 ○ 人生100年時代、生涯活躍のまちを見据え、安心して安全に、そして、創意工夫しながら文化芸術振興及び生涯学習推進ができる施設として、長寿命化に向けた調査実施・計画策定を図る必要がある。 					
取り組みの方向性(課題解決のため、いつまでに何を行うか)					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の長寿命化に向けて、令和4年度に施設全体の老朽化調査を実施し、現状機能の維持、強化を目的とした短期・中期・長期的な改修基本計画の策定及び基本設計を実施する。また、一部空調設備を改修する。 ○ 令和5年度以降、基本計画及び基本設計を基に実施設計を実施し、令和6年度・7年度に改修工事を実施する予定。 ○ なお、施設の適正な維持管理を実施するため、令和7年度に長期的な維持管理計画の策定を予定。 					

解決へのプロセス(方策)・進行管理 (手段・実施時期・各年度目標)		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
空調設備を含めた建物全体の老朽化調査を実施	目標			➡				
	実績							
短期・中期・長期的な改修基本計画を策定し、基本設計を実施	目標			➡				
	実績							
基本計画・基本設計を基に、実施設計を実施	目標				➡			
	実績							
現状機能の維持、機能強化に向けた改修工事の実施	目標					➡		
	実績							
維持管理計画の策定	目標						➡	
	実績							

IV-7 長寿命化計画等に基づくインフラ管理

建設課・都市計画課

現状・今後の動向と課題

本市が管理する道路は約648km(内舗装道路523km)、橋梁は378橋、都市公園は24カ所、公営住宅は7団地361戸である(令和3年3月末時点)。

これらのインフラは、多くが高度経済成長期に整備されたもので、近い将来一斉に更新時期を迎える。また、道路舗装は近年の自動車社会の進展や車両の大型化・重量化により劣化の進行が早く、損傷箇所への補修に追われる状況となっている。

取組の方向性(課題解決のため、いつまでに何を行うか)

一定の管理水準を保ち、安全で安心な施設利用サービスを提供するとともに、ライフサイクルコストの縮減と維持管理費の平準化を図るため、「長寿命化計画」等に基づく計画的・効率的なインフラの維持管理に取り組む。

(1) 駒ヶ根市橋梁長寿命化計画に基づく橋梁の修繕

平成24年度策定し、平成26年度から令和元年度の橋梁定期点検結果に基づき令和元年度に第2期計画を策定した。378橋の内、健全度や重要度等の評価により、健全性Ⅲとなった橋梁17橋の修繕を優先的に行う。令和5年度までに実施することを目標とする。本計画の実施により、50年後において約22%、50.2億円の費用縮減効果があると推計。令和6年度に第3期計画を作成し、修繕のほか集約撤去も検討し更に縮減効果を図っていく。

(2) 公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の更新・修繕

平成25年度策定。遊具を日本公園施設業協会のハザード規準により4段階に評価。危険性の高いものから更新・修繕を実施する。長寿命化計画の期間は平成27年度～令和6年度、維持管理コストについて、10年間で837万円の費用縮減効果があると推計。令和6年度に2期計画(令和7～令和16)を策定し、引き続き更新・修繕に取り組む。

(3) 道路ストック舗装点検結果に基づく舗装修繕(駒ヶ根市舗装長寿命化修繕計画)

平成25～26年度、幹線道路を中心に約97kmの舗装路面の性状を調査。MCIの評価区分により管理水準を3段階に分類し、更に交通量や通学路等路線の重要度を加味して優先度を判定。優先度の高い17路線11kmについて、平成29年度から実施しているが、令和3年度から交付金対象外の幹線道路の表層修繕を加え、国の国土強靱化5ヵ年加速化対策に合わせ、令和7年度までの5年間に10億円の修繕工事を集中的に実施する。

※MCI…国土交通省による舗装修繕の要否を判断する指数。ひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性から算定。

(4) 駒ヶ根市公営住宅等長寿命化計画(第2期)に基づく公営住宅等の修繕等

平成26年度策定。需要と供給のバランスを検討しつつ計画的な供給を進める。計画の期間は平成26年度～令和5年度、10年間で487万円の費用縮減効果があると推計。令和5年度に3期計画(令和6～令和15)を策定し、引き続き維持管理に取り組む。

解決へのプロセス(方策)・進行管理 (手段・実施時期・各年度目標)

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
(1) 橋梁長寿命化計画	目標	50年後に50.2億円の経費縮減、令和5年度までに17橋の修繕を実施					第3期計画に基づき修繕を実施		
	実績	累計7橋	4橋			計画見直し			
(2) 公園施設長寿命化計画	目標	10年間で837万円の経費縮減							
	実績	1公園	0	1公園	0	2公園	1公園	1公園	
(3) 道路ストック舗装点検に基づく舗装修繕	目標	集中的修繕を実施	令和3年度から国の5ヵ年加速化に合わせ5年間で10億円の集中的修繕を実施						
	実績	R2迄の累計537,277千円	234,000千円						
(4) 公営住宅等長寿命化計画	目標	10年間で487万円の経費縮減					3期計画		
	実績	35戸	35戸		見直し				

V-8 ふるさと寄附の拡充

企画振興課

現状・今後の動向と課題

市ではふるさと寄附制度に平成20年度から取り組んでおり、寄附額も増加してきている。
 ふるさと寄附への取り組みは、寄附に対するお礼の品(返礼品)を介して駒ヶ根市の農産物や農産加工品、工業製品などのPRと、事業者への支援となっており、今後さらに拡充することで駒ヶ根市の魅力発信と地場産業の振興、6次産業化等を推進していく。
 また、企業版ふるさと納税は、令和2年度税制改正により制度が拡充されるとともに令和6年度まで延長され、企業にとってもメリットがさらに大きくなった。当市においてもこの制度をさらに活用するため、事業の立案や企業への働きかけがますます重要である。
 さらに、自治体によるクラウド・ファンディング(ガバメント・クラウド・ファンディング(以下、「GCF」という。))も取り組む自治体が増えてきており、当市でも令和3年度に初めて取組を実施した。財源確保策として効果的であるので、今後、取組を進めていく。

取組の方向性(課題解決のため、いつまでに何を行うか)

- 制度のルール※内で適正に運用する中で、工夫を凝らして、寄附の拡大と駒ヶ根市の魅力発信に取り組む。
 ※適正募集基準、返礼割合基準、地場産品基準など
- 産業界や市内事業者等と連携協力し、返礼品の拡大や魅力向上を図る。
- 返礼品の開発を通じて6次産業化の推進など地域の産業振興に寄与する。
- 企業版ふるさと納税やGCFの取組を推進する。
- 寄附のリピーターを増やすとともに、実際に訪れていただくことにつなげる。そのために、寄付者とのつながりを築くための仕組みづくりを検討する。

解決へのプロセス(方策)・進行管理 (手段・実施時期・各年度目標)

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
新たなブランド商品の返礼品への新規ラインナップ(毎年5件増)	目標	25件	24件	29件	34件	39件	44件	49件
	実績	19						
ふるさと寄附額(千円)	目標(A)	300,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
	実績(a)	536,802						
ふるさと寄附返礼品等の経費(国告示により寄附額の5割以下とする)	目標(B)	135,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
	実績(b)	243,059						
個人市民税 寄付金に係る控除額(千円)	実績(c)	23,731	31,462					
企業版ふるさと寄附制度	目標	実施	実施	実施	実施	実施	制度延長未定	
	実績(d)	なし						

効果額 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	効果額累計
寄附額(a)－経費(b)－市民税控除額(c)＋企業寄附(d)(千円)	目標	165,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,000,000
	実績	270,012						0

V-9 有料広告事業の拡充

全課

現状・今後の動向と課題

市の印刷物や物品、資産等にその効用、信頼性を損なわない範囲で民間企業等の有料広告を掲載することで、財源の確保、経費の削減、地域経済の活性化を図る取組みを平成18年度から行っている。

(実施中の媒体)

次のとおり、年間2,387千円の歳入、307千円もの経費削減、計2,694千円の効果がある。

令和2年度の状況

(単位 千円)

広告媒体	開始時期	歳入額	節減額	効果額
1 市広報誌	H18	1,510		1,510
2 市WEBページバナー広告	H18	187		187
3 窓口用封筒	H25		50	50
4 庁舎玄関ホール案内板	H26	330		330
5 図書館雑誌カバー	H26		127	127
6 暮らしのガイドブック	H26		130	130
7 公共施設内への広告表示	R1	60		60
8 公共施設の命名権	R1	300		300
計		2,387	307	2,694

取組の方向性(課題解決のため、いつまでに何を行うか)

印刷物や物品等への有料広告等、新たな媒体を検討し、取り組む。
企業等からの提案型ネーミングライツの導入に取り組む。

解決へのプロセス(方策)・進行管理 (手段・実施時期・各年度目標)

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施中の有料広告(庁舎内案内看板広告料、WEBバナー・広告用封筒等)の効果額(R2=2,334千円)の維持・拡充	目標	3,000	2,500	2,600	2,700	2,800	2,900	3,000
	実績	2,334						
新たな有料広告(収入源媒体)の確保	目標	500	500	600	700	800	900	1,000
	実績	360						

効果額 (千円)		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	効果額累計
新規又は拡充による歳入増加額及び節減額(R2年2,694千円との差額)	目標	759	306	506	706	906	1,106	1,306	4,530
	実績	-47							0

R2の数字はプラン2016の目標・実績

V-10 都市計画税の見直し

税務課・都市計画課

現状・今後の動向と課題

「目的税」である都市計画税は、都市計画用途地域で実施される都市計画事業(街路事業、公園事業)、土地区画整理事業等及び都市計画事業に係る費用に充てられているが、納税者からは都市計画税の用途や課税範囲についての問合せがたびたび寄せらるなど、都市計画税に対する関心が高まっており、都市計画事業や都市計画税など従来の都市基盤整備のあり方の検討が必要となっている。

「行財政改革プラン2016」では、用途地域の見直し・課税範囲の拡大と税率の変更等、シミュレーションに基づく検討を行ったが、土地利用や都市計画との整合、税負担変更への市民理解など変更を行うことによる課題も見出された。

取組の方向性(課題解決のため、いつまでに何を行うか)

都市計画審議会の意見聴取を踏まえ、(仮称)都市計画税懇話会を令和4年度から開催し意見を集約するとともに、引き続き、ホームページ等で都市計画税の用途等を掲載し住民理解を促す。

また、下記事項を踏まえ、庁内において都市計画税を含めた都市計画事業のあり方について総合的に検討し方向性を導く。

- ・都市計画との整合性(まちづくりの方向性)
- ・都市計画事業の長期計画(事業着手のスケジュール、優先順位)
- ・地方債の償還額の推移と償還計画
⇒都市計画事業と都市計画税の長期的な相関関係の検討
- ・納税者の公平感(公平性の確保)

解決へのプロセス(方策)・進行管理 (手段・実施時期・各年度目標)

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
都市計画審議会 (都市計画課)	目標	実施	⇒					
	実績	未実施	実施 (意見聴取)					
(仮称)都市計画税懇話会 (税務課)	目標			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	実績							

V-11 財政健全化に向けた全事業の見直し

全課

現状・今後の動向と課題	
<p>地方の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が進まず、現在も令和元年度以前の水準にも回復していない状況にある。税収が低調である一方、扶助費、公債費、人件費等の義務的経費は増大、経常収支比率が高止まりし、財政が硬直化する厳しい状況となっている。</p> <p>* 経常収支比率・・・ 一般財源のうち扶助費、公債費、人件費等経常経費に充てられる割合 R2=89.4%(全国平均も90%を超)</p> <p>このような状況下にあつて、人口減少・少子高齢化・東京一極集中による地域の将来への不安が増大する中、地方創生が求められており、今まで、財政健全化に向け組織機構及び人員の整理並びに業務運営方法の合理化等、内部事務的な経費の削減や新たな歳入の確保を実施してきたが、増大する社会保障関係費等もあり、これまでの取組の延長線だけでは地方創生の財源が生み出せない非常に厳しい状況が続いている。</p> <p>今後は、新たにスタートする第5次総合計画基本構想のまちづくりの視点に照らし、全ての事業について効果や取り組み成果、必要性やサービスの水準等を検証し、限られた財源を有効に活用できるように抜本的に見直し、財政需要等(単年度に必要な額)に対応する財源確保が求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障関係費の増大(国民健康保険、介護保険、障がい者自立支援等の一般会計負担) ・少子化・人口減少対策等地方創生関係費(単費分)への集中財源 ・公共施設の個別施設計画に基づく維持修繕推進(長寿命化・単費分) ・基金積立金確保(財政の健全化確保(将来負担比率の改善)) 	
取組の方向性(課題解決のため、いつまでに何を行うか)	
<p>○新たにスタートする第5次総合計画基本構想のまちづくりの視点に照らし、全ての事業や給付金・手当・助成金・補助金等について、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事業の目的、必要性やサービス水準等(実施方法や規模、金額の積算根拠等)明確にしておく。 ②事業実施にあたっては終期や見直し時期(最長3年間)を設定する。 ③毎年度、事業実施後にその年度における効果や取り組み成果、改善点等を検証し、改良・改善の上翌年度実施する。 ④終期や見直し時期を迎えた事業については、達成度や効果を検証し、廃止や見直し(拡充、縮小等)実施等判断する。 <p>○新年度の予算編成時に担当課による上記検証結果等を確認の上、予算や3か年実施計画に反映させていく。</p>	

解決へのプロセス(方策)・進行管理 (手段・実施時期・各年度目標)									
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
事業、給付・負担・補助・交付金等の点検・評価等(目的、必要性、サービス水準等の明確化)	目標			点検・評価等	点検・評価等	点検・評価等	点検・評価等	点検・評価等	点検・評価等
	実績	実施(評価)							
事業、給付金・負担・補助・交付金額等の見直し(拡充、縮小、廃止等)(件数)	目標		期間設定	見直し・期間再設定 10件	見直し・期間再設定 10件	見直し・期間再設定 10件	見直し・期間再設定 10件	見直し・期間再設定 10件	見直し・期間再設定 10件
	実績	—							
事業見直しにより生み出した財源(千円)	目標	30,000		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	実績	9,179							
効果額 (千円)		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	効果額累計
事業見直しにより生み出した財源(千円)	目標	30,000		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
	実績	9,197							0

駒ヶ根市行財政改革プラン2022

発行 令和4年4月

編集 駒ヶ根市 総務部財政課